

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部改正の概要

1 改正の背景、目的

特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）では、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類や、閲覧に備え置くべき書類が規定されています。

令和4年6月7日に国において閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、NPO法に規定されているNPO法人及び所轄庁が行う手続きについて、ウェブサイトを通じてオンラインで行うことが可能となるシステム（以下、「ウェブ報告システム」という。）を、内閣府が構築すると示し、令和5年3月にウェブ報告システムの稼働を開始しました。

そのため、本市では、同システム等を活用した手続きが可能となるよう、必要な規則の改正を行います。

2 改正内容

- ・ NPO法第74条に規定する届出、提出、通知、交付、縦覧又は閲覧について、オンラインで行う場合は、「神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（以下、「デジタル条例施行規則」という。）」の例による旨を新たに規定します。

《例》NPO法人の設立認証申請をオンラインで行う場合

申請を行う者は、書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請を行う者の使用に係る電子計算機から、入力して申請を行わなければならない。

- ・ 届出・提出、通知・交付について、オンラインで行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として、「対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合」及び「原本を確認又は交付する必要があると市長が認める場合」を規定し、その場合、オンライン外での提出は、オンラインで行った日から1週間以内にしなければならないと規定します。
- ・ 通知・交付（以下、「通知等」という。）について、通知等を受ける者がオンラインを使用する方法により受ける旨の意思表示の方法として、市長が別に定める旨規定します。

3 施行日

令和6年4月1日

※ 本市におけるウェブ報告システムの導入については、NPO法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、令和6年度中に実施予定です。